



IDX Company, Ltd.

6-28-11 Shukugawara, Tama-ku, Kawasaki-shi, Kanagawa-ken, 214-0021 JAPAN

TEL: +81-44-850-8801 FAX: +81-44-850-8838 <https://www.idx.tv>

株式会社アイ・ディー・エクス

国土交通省 航空局安全部安全政策課 御中

本改正案の趣旨である、航空機内におけるリチウム電池関連事故の未然防止および客室安全性向上の取組みに対し、当社は全面的に賛同いたします。近年、国際的にもリチウム電池に起因する火災事例が報告されている状況を踏まえ、安全対策の強化を図る必要性については十分理解しております。

当社は長年にわたり放送・映像機器向けの業務用バッテリーを製造・供給しており、国内外の放送局、報道機関、映像制作事業者等において業務用途として使用されております。これらの製品は、放送・映像制作分野において広く使用されており、取材・制作現場の電源確保を支える重要な機材の一つとなっています。こうした放送・映像制作業界における実際の運用実態の観点から、本制度について意見を述べさせていただきます。

まず、本改正案に関連して、制度内容に関する誤解が一部で広がっている状況も見受けられます。

特に「航空機に持ち込めるリチウムイオンバッテリーは 2 個までになる」といった理解が広がっており、実際に当社にも利用者や事業者から問い合わせが寄せられている状況です。

しかしながら、現行制度および本改正案においても、ワット時定格量 100Wh 以下のリチウムイオン電池については従来どおり持ち込みが可能であり、2 個までという制限が一律に適用されるものではありません。

制度内容に関する誤解が広がると、航空会社のカウンターや保安検査場における確認作業、利用者側の準備等において混乱が生じる可能性もあるため、2026 年 4 月の制度整理に際しては、利用者および航空事業者双方にとって分かりやすい形で制度内容をご提示いただくことが望ましいと考えます。

一方で、モバイルバッテリー(160Wh 以下)と、ワット時定格量 100Wh を超え 160Wh 以下の予備電池を合算して「一人 2 個まで」とする取扱いについては、制度運用の現場において一定の影響が生じる可能性があると考えております。

現行制度では、100Wh を超え 160Wh 以下のリチウムイオン電池について、予備電池 2 個まで機内持ち込みが認められている運用となっており、放送・映像制作の現場ではこの範囲内で安全対策を講じながら運用しているのが実情です。

しかしながら、モバイルバッテリーを携行する場合には、業務用機材向けバッテリーとして持ち込むことができる予備電池の数量が実質的に減少することとなり、カメラ、モニター、送信機器、音声機材など複数の機材を長時間同時に運用する現場において影響が生じる可能性があります。



放送・報道の現場では、遠隔地取材、海外取材、災害報道などにおいて、長時間にわたり複数機材を安定稼働させる必要があり、安定した電源確保は業務遂行に不可欠な要素となっています。現行制度において認められている予備電池 2 個という数量においても、実務上は慎重な運用計画を立てながら対応しているのが実情です。

仮に、モバイルバッテリーとの合算によって業務用機材向けバッテリーの持ち込み数量がさらに制約される場合、例えば以下のような支障が生じる可能性があります。

- ・長時間取材(特に災害現場や海外僻地)における電源確保が困難になる
- ・複数機材の同時運用が制約され、速報性・公共性の高い報道活動に影響が生じる
- ・現地での充電インフラが十分でない地域における業務遂行が困難となる

放送・報道は社会的に重要な役割を担う活動でもあることから、制度の目的である航空機内の安全確保を前提としつつ、業務用途における運用実態についてもご考慮いただければ幸いです。

当社が供給している 100Wh を超え 160Wh 以下のバッテリーの中には、V マウントバッテリーや B マウントバッテリー等の専用コネクタを備え、カメラ、モニター、送信機器などの業務用機材を安定的に駆動することを目的とした製品があります。これらは、USB 端子等を通じて汎用機器への給電を想定したモバイルバッテリーとは用途や構造、運用形態が異なり、放送局や制作会社等の事業者単位で管理・点検されながら使用されることが一般的です(端子保護、短絡防止措置等の現行ルールを遵守することが前提となります)。

このような観点から、100Wh を超え 160Wh 以下の業務用機材向けバッテリーについては、モバイルバッテリーと同一の数量枠として合算するのではなく、現行制度において認められている数量の維持も含め、用途や構造、業界実態を踏まえた整理をご検討いただくことが望ましいと考えます。

また、安全性確保との両立を図る方策として、例えば以下のような運用も考えられるのではないかと考えます。

- ・放送・報道機関等の業務用途に限り、事前申請や登録等を前提とした数量運用
- ・UN Test Report(UN38.3 試験成績書)および SDS 等の提出・確認が可能な製品に限定した取扱い
- ・航空会社との事前調整を前提とした業務用途での運用整理

当社としても、安全性向上と業務実態の両立に向け、技術的知見の提供や適切な運用ルール整備への協力を惜しむものではありません。

航空機利用者および航空事業者双方にとって分かりやすく、安全性を確保しつつ実務上の混乱を生じさせない制度運用となるよう、現場実態を踏まえたご検討をお願い申し上げます。